

6 議事

(1) 部活動改革の背景と地域移行の動き

(令和6年度第1回名寄市部活動改革推進協議会配布資料 抜粋)

部活動の教育的位置づけ

教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、**生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。**その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

部活動は、教育課程外に位置づけられた学校教育活動

出典：中学校学習指導要領解説（総則編）p126～

部活動の教育的位置づけ

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成30年3月 スポーツ庁
前文

○ 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

○ また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

○ しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、**少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機**にある。

○ 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、**運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要**がある。

従前の運営体制では維持は困難。抜本的な改革が急務。

出典：運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成30年3月 スポーツ庁

学校部活動とは

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者(部活動顧問)の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

(学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12)前文より一部抜粋)



【近年の課題】

- ・ 少子化による生徒・教職員数の減少
- ・ 部活動数の減少による希望する部活動ができない
- ・ 教職員の業務・残業時間の増加



従前と同様の体制で運用することは困難

国における動き

●中央教育審議会(H31.1答申)

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について



中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については(省略)、将来的には、部活動を学校単位から地域単位への取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

●衆議院(R1.11)、参議院(R1.12)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議



教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主務が担うことについて検討を行い、早期に実現すること

部活動の地域移行に関する検討会議を設置
(スポーツ庁・文化庁)

部活動の地域移行に関する検討会議

【スポーツ庁】運動部活動の地域移行に関する検討会議

- ・第1回(R3.10.4)～第8回(R4.5.31)
- ・令和4年6月6日(月)には、座長からスポーツ庁長官へ提言書が手交

【文化庁】文化活動の地域移行に関する検討会議

- ・第1回(R4.2.16)～第7回(R4.8.9)
- ・第7回検討会議において、座長から文化庁長官へ提言書が手交

提言における改革の方向性

- ・ **まずは、休日の部活動から段階的に地域移行していく**ことを基本とする
- ・ 目標時期: **令和5年度の開始時期から3年後の令和7年度末を目途**
- ・ 平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ 地域におけるスポーツ・文化芸術の機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ・ 地域のスポーツ・文化団体等と学校との連携・協働の推進

部活動の地域移行に関する検討会議

《提言書における目指す姿》

- ・ 少子化の中でも**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を創出**(学校の働き方を推進し、学校教育の質も向上)
- ・ 自発的な参画を通じて「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己表現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ・ 地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12)

従前のガイドラインでは、各学校における部活動の在り方のみであったが、新たに、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備が明記された。

※地域移行後の運営組織等は「**新たな地域クラブ**」とされた

全国の自治体において、地域移行に向けた取組が本格化

北海道部活動の地域移行に関する推進計画の概要

【計画の位置付け】

- 令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）において、各都道府県は推進計画の策定等により、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることと記載

【計画期間】

- 国のガイドラインが改革推進期間と位置付ける令和5年度から令和7年度までの3年間

【推進体制】

- 「部活動改革推進本部（仮称）」を設置し、関係部署が横断的に連携し、施策を推進
- 毎年度、「部活動改革推進本部（仮称）」及び有識者や学校関係者、競技団体、保護者等で構成する「部活動関係者会議」に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえ効果的に推進

はじめに

少子化による生徒数減、部活動数減、指導や大会運営等教員の業務負担

学校だけで、子どもたちのスポーツ・文化環境を継続的に支えていくことは困難

【部活動の地域移行】

- 生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消
- 学校における働き方改革を推進し、学校教育の質を向上

第1章 国の動向

- 平成29年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた
- 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進めること、地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援することが示された（令和4年国のガイドライン）

第2章 北海道における方向性

- 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 公立高等学校については、生徒の心身の健全育成や教員の働き方改革の観点から、地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組む

第3章 道教委の取組とスケジュール

(1) 運営団体・実施主体の整備

(2) 指導者の確保

(3) スポーツ・文化施設の確保

(4) 大会・コンクール等の見直し

(5) 部活動の位置付けについての理解の促進

(6) 費用分担に関する意識の醸成

(7) 取組の促進

道教委の取組

- 市町村への事例提供・助言
- 複数市町村間の調整
- 地域の人材及び兼職兼業を希望する教員の人材バンクの整備
- 大会主催者への要請
- 部活動の位置付け等の周知
- 広報・啓発
- 取組状況の把握

R5

R6

R7

第4章 市町村の取組と実施イメージ

1 市町村の取組

総論 地域における新たなスポーツ・文化芸術等に親しむ環境の在り方

(生徒や地域の状況に応じた機会の確保)

これまでの部活動の課題や地域の実情、多様な生徒のニーズや地域の意向等を踏まえ、在り方を検討する

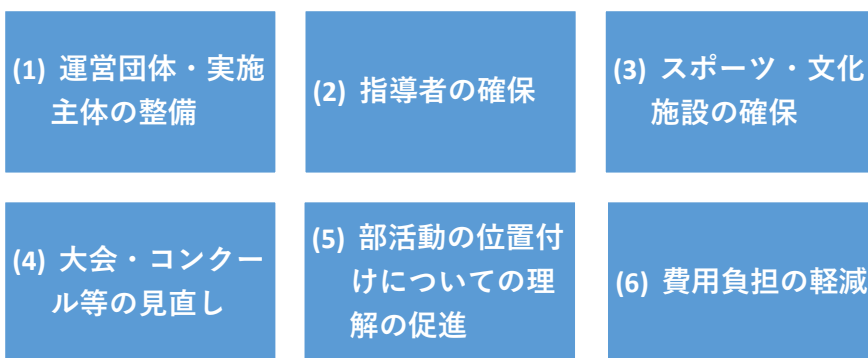
(地域クラブ活動と学校の連携)

部活動の地域移行が完成するまでは、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が連携する

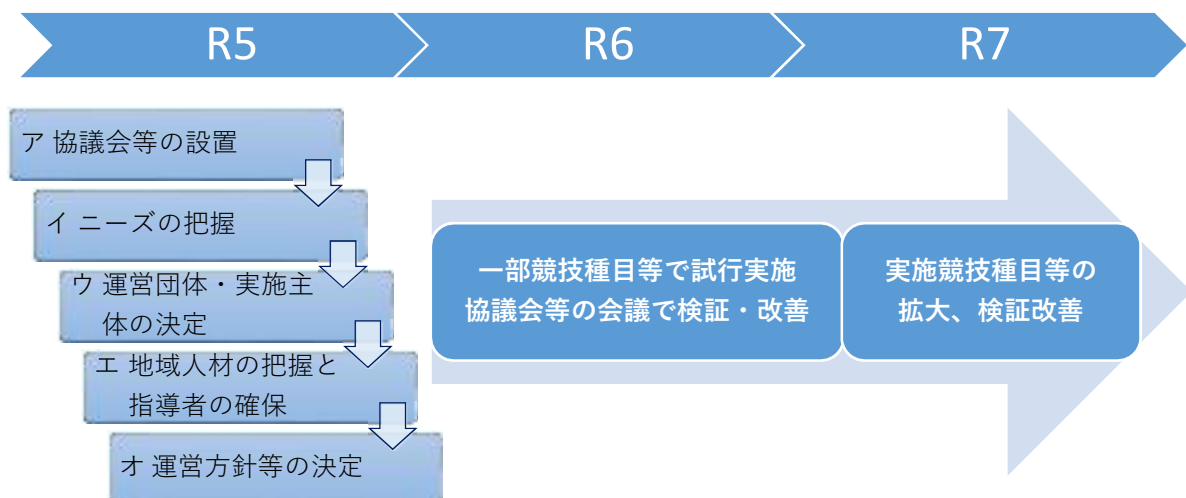
(休日の部活動の地域移行)

公立中学校等を対象として、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間に於いて取組を重点的にを行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

各論



2 市町村の実施イメージ (スケジュール例)



- ※ 近隣の市町村と連携し、協議会等の設置を想定
- ※ 検討段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信
- ※ 運営団体・実施主体と市町村の連携が必要

部活動の地域移行

に向けた取組がはじまります！

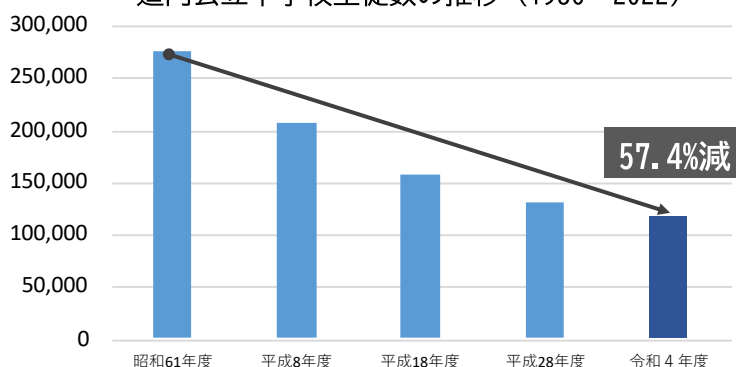
北海道では、全国を上回る速度で進行する少子化により、地域によっては、学校単位では部活動の維持が難しくなっています。国は、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域へ移行する方向性を示しており、道内においても、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に持続的に親しめる環境を整えるため、各地域で、これからの部活動の在り方を検討しています。

背景1 道内中学生の減少

道内公立中学校の生徒数は、昭和61年度（1986年度）に273,665人となりピークを迎え、その後減少傾向となり、令和4年度（2022年度）には116,587人となり、ピークから約57.4%、157,078人減少しています。

中学生の数は、36年間で半分以下に

道内公立中学校生徒数の推移（1986～2022）



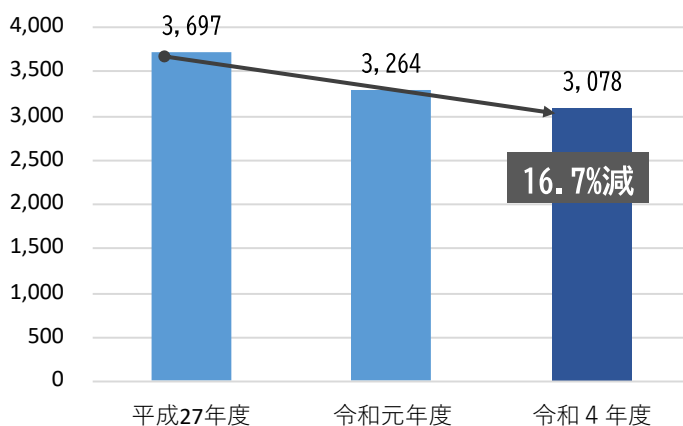
背景2 部活動数の減少

中学生の減少に伴い、道内の公立中学校（札幌市立を除く）の部活動数は、平成27年度（2015年度）の3,697部から令和4年度（2022年度）には3,078部となり、7年間で約16.7%、619部減少しています。

また、一つの学校ではチームが成り立たず、近隣の中学校との合同練習や大会への出場が増えています。

部活動数は、7年間で約2割減

道内公立中学校の部活動数の推移（2015～2022）



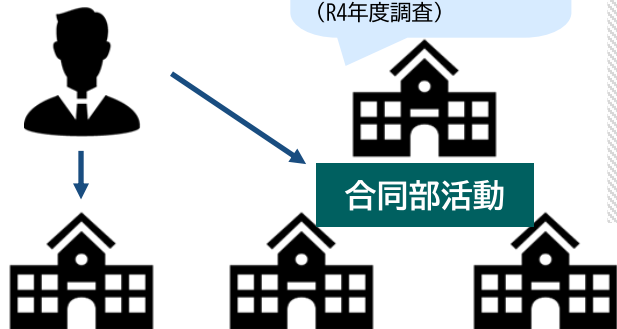
- ◇ 生徒数の大幅な減少により、学校単位では部活動が成り立たない・・・
- ◇ 部活動数の減少により、子どもたちがやりたい活動を諦めざるを得ない環境に・・・
- ◇ 教員の長時間勤務、教員不足が深刻化・・・

部活動の在り方を見直し、学校と地域の連携、地域で子どもたちが活動できる環境の整備等により、持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術環境を再構築することを目指します。

部活動の地域連携

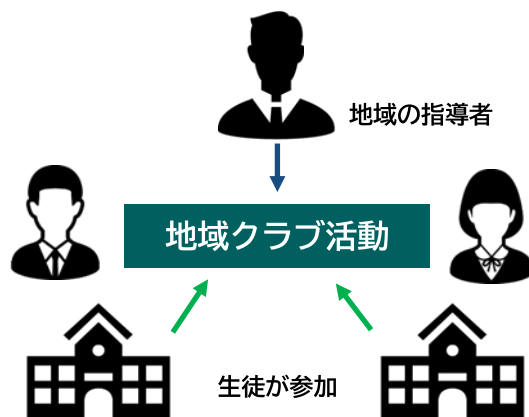
近隣の複数の学校が合同で実施する**合同部活動**の導入や、**地域の人材を活用した部活動指導員の活用**により、学校での部活動を維持継続する取組

地域の指導者
(部活動指導員)



地域移行(地域クラブ活動)

学校部活動の代わりに、地域の実情に応じて、自治体や団体等が運営する「**地域クラブ活動**」に子どもたちが参加し、多様な活動を行う形態



地域クラブ活動とは・・・？

学校部活動の代わりに地域の方々が中心となって行われるクラブ活動。地域の実情に応じて、様々な運営形態が考えられています。

■実施主体

自治体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化芸術団体、地域学校協働本部など

■活動場所

学校施設、社会教育施設、民間の施設など

■指導者

地域の指導者、学生、退職教員、保護者等様々な関係者の他、ICTを用いた遠隔による指導など

■参加費用

可能な限り低廉な会費、用具代や交通費等の実費

主な利点

- ✓ 持続的で多様な活動
- ✓ 学校を越えた仲間や他世代との交流
- ✓ 専門性のある指導
- ✓ 引退後も活動を継続

主な課題

- ✓ 運営団体の確保
- ✓ 指導者の質と量の確保
- ✓ 運営財源の確保
- ✓ 活動場所の確保
- ✓ 費用負担の軽減
- ✓ 生徒の移動手段の確保

北海道における方向性

道教委では、道内各地の取組を促進するため、令和5年3月に「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定しました。本計画に基づき、令和5年度から各種取組を展開していきます。

対象校種

公立中学校(義務教育学校後期、中等教育学校前期、特別支援学校中学部含む)

※高等学校は、地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組むこととしています。

考え方

休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とします。

※平日と休日の一体的な移行や、地域連携から取り組むなど、地域によって多様な形態が考えられます。

スケジュール

令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指します。



はじまるよ
部活動の
地域移行



北海道教育庁 学校教育局 部活動改革推進課

(詳しくは) <https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gkk/bukatsudo.html>

